

# 環境指導課



# 1 生活衛生関係

## (1) 生活衛生営業施設数及び監視指導状況

旅館、公衆浴場、理容所、美容所、クリーニング所の衛生確保のため、監視指導を実施している。

令和7年3月31日現在

区分 市村等	旅 館				公衆浴場		興行場	理容所	美容所	クリーニング所	
	ホテル	旅館	簡宿	下宿	普通	その他				工場	取次店
上小阿仁村	0	1	2	0	0	1	0	5	4	0	1
監視件数 (令和 6 年度)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
指示件数	文書	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	口頭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※平成20年度から、生活衛生営業関係許認可事務は北秋田市へ移譲。

## (2) 墓地、火葬場等

墓地、火葬場等については、「墓地、埋葬等に関する法律」により所要の規則措置が定められている。なお、これらの経営認可事務等はすべて市町村へ移譲されている。

## 2 水道

安全な水道水確保のため水道週間を中心に水道施設の適正な維持管理、定期水質検査の実施などについて監視指導を実施している。

### (1) 水道普及率

令和6年3月31日現在

市村名	行政 区域内 総人口	上水道		簡易水道		専用水道		合計		普及率	小規模水道		総計		普及率 (小規模水道含む)
		箇所数	現在給水人口	箇所数	現在給水人口	箇所数	給水人口	箇所数	給水人口		箇所数	給水人口	箇所数	給水人口	
北秋田市	27,422	2	18,406	13	8,001	1	0	16	26,407	96.3%	3	47	19	26,454	96.5%
上小阿仁村	1,933	0	0	4	1,834	0	0	4	1,834	94.9%	0	0	4	1,834	94.9%
計	29,355	2	18,406	17	9,835	1	0	20	28,241	96.2%	3	47	23	28,288	96.4%

※ 北秋田市へ許認可等事務を権限移譲：専用水道（H18年度）、小規模水道（H19年度）、簡易専用水道（H18年度）

※ 上小阿仁村へ許認可等事務を権限移譲：専用水道（H24年度）、簡易専用水道（H24年度）、小規模水道（H27年度）

### (2) 監視指導状況

令和6年度

施設区分	施設数	監視指導	
		監視件数	指示件数
			口頭 文書
上水道	2	0	0 0
簡易水道	17	7	0 0
計	19	7	0 0

※ 許認可等事務の権限移譲により北秋田市の専用水道・小規模水道・簡易専用水道、  
上小阿仁村の専用水道・小規模水道・簡易専用水道は除く。

## 3 特定建築物

多数の人が使用したり、利用する一定規模以上の建築物は、良好な衛生的環境を確保し、公衆衛生の向上と増進を図るため、法律により維持管理についての基準等が定められている。

### (1) 特定建築物

令和7年3月31日現在

区分	興行場	百貨店	店舗	事務所	学校	旅館	その他	計
上小阿仁村	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	-	-	-

※特定用途に供される部分の延べ面積が3,000m<sup>2</sup>以上の建築物。ただし、学校教育法第1条に規定する学校の場合は8,000m<sup>2</sup>以上

※H20年度から北秋田市へ許認可等事務を権限移譲。

### (2) ビル管理法に基づく登録者数

令和7年3月31日現在

区分	建築物清掃業	空気環境測定業	空気調和用ダクト清掃業	飲料水水質検査業	飲料水貯水槽清掃業	排水管清掃業	ねずみこん虫防除業	環境衛生総合管理業
北秋田市	-	-	-	-	-	1	-	-
上小阿仁村	-	-	-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-	1	-	-

## 4 廃棄物関係

### (1) ごみ処理

管内の家庭等から排出される可燃性ごみ及び粗大ごみは、北秋田市のごみ焼却炉及び粗大ごみ処理施設で処理されており、不燃性ごみについては最終処分場で埋立処分が行われている。

#### ①ごみ処理施設

令和7年3月31日現在

事業主体	施設名 (所在地)	施設の種類	着工竣工	規模	方式	関係市町村
北秋田市	クリーンリサイクルセンター (北秋田市坊沢字大野宮後150)	焼却炉	H28. 5 H30. 3	50t/16h (25t×2基)	流動床炉 准連続	
		粗大ごみ処理施設	H1. 8 H2. 4	30t/5h	破碎圧縮	
		資源化施設	H12. 3	4. 7t/5h	圧縮梱包	
北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合	破碎施設 (北秋田市米内沢字長下199)	破碎施設	H17. 3	19. 5t/8h	破碎	北秋田市上小阿仁村

#### ②一般廃棄物最終処分場

令和7年3月31日現在

事業主体	施設名	埋立地所在地	埋立開始年月	埋立地面積(m <sup>2</sup> )	埋立全体容積(m <sup>3</sup> )
稼働中	北秋田市鷹巣埋立地最終処分場	北秋田市栄字徳左工衛門谷地15-1	S47. 10	25,009	162,399
	北秋田市一般廃棄物最終処分場	北秋田市栄字徳左工衛門谷地50-2	H 5. 4	17,000	80,000
	北秋田市上小阿仁村生活環境施設組合	長下処分施設	H 8. 4	11,750	42,200
休止中	北秋田市	阿仁町不燃物処理場	北秋田市阿仁荒瀬川檀畑10	S48. 5	19,177
	上小阿仁村	上小阿仁村営廃棄物処理場	上小阿仁村南沢字高落	S50. 11	14,253

### (2) し尿処理

管内で排出される汲取し尿は、令和2年度から北秋田市のし尿処理施設で処理されている。下水道については、平成9年4月から森吉町公共下水道が一部供用開始となり、平成10年4月には鷹巣町公共下水道、平成14年4月には上小阿仁村公共下水道、平成15年4月には阿仁町公共下水道、平成18年4月からは合川町公共下水道が供用開始されるなど整備が進んでいる。

#### ①し尿処理施設

令和7年3月31日現在

事業主体	施設名	所在地	着工竣工	規模	方式	関係町村
北秋田市	北秋田市し尿処理施設	北秋田市鷹巣字小沼15、16地内	H30. 8 R2. 3	46kl/日	前処理 + 希釀方式(下水道投入方式)	北秋田市上小阿仁村

②浄化槽設置基数

区分	27年度末	28年度末	29年度末	30年度末	1年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末	6年度末
北秋田市	2,225	2,238	2,240	2,238	2,235	2,244	2,256	2,307	2,312	2,303
計	2,225	2,238	2,240	2,238	2,235	2,244	2,256	2,307	2,312	2,303

※ H20年度から上小阿仁村へ届出等事務を権限移譲。

③浄化槽の種類別、規模別設置基数

令和7年3月31日現在

区分	人 槽種類	0~20	21~50	51~100	101~200	201~300	301~500	501~	計	合計
北秋田市	単独	572	115	29	11	1	3	0	731	2,303
	合併	1,442	55	28	29	7	7	4	1,572	
計	単独	572	115	29	11	1	3	0	731	2,303
	合併	1,442	55	28	29	7	7	4	1,572	

④浄化槽の法定検査実施率

項目 年度	施設数 (A)	受検数 (B)	受検率(%) (B/A)	判 定		
				適	おおむね適	不適
27年度	2,225	1,866	83.9%	1,636	175	55
28年度	2,238	2,002	89.5%	1,733	215	54
29年度	2,240	1,850	82.6%	1,633	177	40
30年度	2,238	1,874	83.7%	1,651	177	46
1 年度	2,235	1,860	83.2%	1,533	251	76
2 年度	2,244	1,843	82.1%	1,575	217	51
3 年度	2,256	1,834	81.3%	1,623	169	42
4 年度	2,307	1,820	78.9%	1,568	198	54
5 年度	2,312	1,814	78.5%	1,559	205	50
6 年度	2,303	1,783	77.4%	1,521	219	43

(3) 産業廃棄物

①産業廃棄物処理施設（許可対象） 令和7年3月31日現在

区分	施設種別	施設等数
産業廃棄物処理施設	焼却施設（廃プラスチック類）	1
	破碎施設（木くず、がれき類）	17
	最終処分場	1

②産業廃棄物処理業 令和7年3月31日現在

区分	許可種別	許可業者数
産業廃棄物処理業	産業廃棄物収集運搬業	49
	産業廃棄物処分業	7
	特別管理産業廃棄物収集運搬業	4
	特別管理産業廃棄物処分業	1

(4) 自動車リサイクル法関係 令和7年3月31日現在

区分	登録・許可種別	事業者数
自動車リサイクル法	引取業	12
	フロン類回収業	6
	解体業	3
	破碎業	0

(5) 廃棄物関係施設等監視指導状況

令和6年度

分類	施設	項目	施設数	監視指導件数		
				監視件数	指導件数	
					口頭	文書
一般廃棄物	埋立処分地施設		5	3	0	0
	ごみ処理施設		4	4	1	0
	し尿処理施設		1	0	0	0
	小計		10	7	1	0
産業廃棄物	処理施設	処分業者	26	27	1	0
		事業者及び公共	2	2	1	0
		再生利用業者施設	0	0	0	0
	産業廃棄物収集運搬業者（積替・保管施設）		7	7	1	0
	特別管理産業廃棄物排出事業所	感染性廃棄物排出事業所	2	4	3	0
		特定有害産廃排出事業所	23	11	0	0
		P C B 機器等保管事業所	11	9	3	0
		その他特管産廃排出事業所	0	1	0	0
	産業廃棄物排出事業所		0	23	21	0
	小計		71	84	30	0
浄化槽	処理対象人員 501人以上		9	3	0	0
	処理対象人員 500人以下		2,303	10	2	0
	浄化槽保守点検業者		3	1	0	0
	小計		2,315	14	2	0
不法投棄監視			0	74	0	0
自動車リサイクル法	引取業者		12	5	1	0
	フロン類回収業者		6	3	1	0
	解体業者		3	3	0	0
	破碎業者		0	0	0	0
	小計		21	11	2	0
その他	フロン排出抑制法（1種フロン回収業者）		8	4	1	0
	合計		2,425	194	36	0

## 5 公害関係

工場、事業所からのはい煙や排出水による公害の発生を未然に防ぐため、大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び県公害防止条例の規制対象施設について、排出基準適合状況及び施設の維持管理状況等の監視指導を実施している。

### (1) 大気関係

#### ①届出状況

令和7年3月31日現在

区分		市村名	北秋田市		上小阿仁村		管内計	
			施設数	工場・事業所数	施設数	工場・事業所数	施設数	工場・事業所数
大気汚染防止法	ばい煙発生施設	1 ボイラ	74	51	3	2	77	53
		5 金属溶解炉	1	1	0	0	1	1
		6 金属加熱炉	7	2	0	0	7	2
		9 焼成炉	5	3	0	0	5	3
		11 乾燥炉	11	7	0	0	11	7
		13 廃棄物焼却炉	2	1	0	0	2	1
		29 ガスタービン	4	3	0	0	4	3
		30 ディーゼル機関	9	8	0	0	9	8
		計	113	67	3	2	116	69
県公害防止条例	粉じん発生施設	2 堆積場	0	0	0	0	0	0
		3 ベルトコンベア	0	0	0	0	0	0
		4 破碎機	0	0	0	0	0	0
		5 ふるい	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0
	ばい煙	小計	113	67	3	2	116	69
		1 廃棄物焼却炉	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0
		小計	0	0	0	0	0	0
総計			113	67	3	2	116	69

- ・工場・事業場数の計は実数であり、各施設ごとの工場・事業場の合計とは一致しない。
- ・ガスタービン及びディーゼル機関は電気事業法による届出であり、ばい煙発生施設と重複する実事業場数を< >内に示す。

※ 粉じん発生施設の届出等事務について、H20年度から北秋田市へ権限移譲。

#### ②立入検査状況

令和6年度

	ばい煙		粉じん		特定粉じん		合計	
	施設数	指導件数	施設数	指導件数	届出数	指導件数	施設等数	指導件数
現地確認	38	5	0	0	1	0	39	5

(2) 水質関係

①届出状況

令和7年3月31日現在

		特定施設等	北秋田市	上小阿仁村	計
水質汚濁防止法	1	鉱業	1	0	1
	1の2	畜産農業	9	0	9
	2, 4, 5, 8, 10, 16, 17	食料品製造業	24	1	25
	21の3	接着機洗浄施設	3	0	3
	22	木材薬品処理業	1	0	1
	23の2	新聞、出版、印刷業	3	0	3
	38	石けん製造業	1	0	1
	54, 55	生コンクリート、セメント製品製造業	3	0	3
	60	砂利採取、採石業	2	0	2
	61	鉄鋼業	1	0	1
	63, 65, 66	酸、アルカリ表面処理施設等	2	0	2
	66の3	旅館業	37	2	39
	66の4, 66の5	共同調理場等	3	0	3
	67	洗たく業	9	0	9
	68	自動現像洗浄施設	4	0	4
	68の2	病院	1	0	1
	69	と畜業等解体施設	1	0	1
県条例	70の2, 71	自動車整備業、自動洗車機	16	2	18
	71の2	試験検査施設	3	0	3
	71の3	一般廃棄物処理施設	1	0	1
	71の5, 71の6	トリクロロエチレン洗浄施設、蒸留施設	2	0	2
	72, 73	し尿処理施設、下水道	13	2	15
		小計	140	7	147
県条例	1	畜産農業	10	0	10
	2	ガソリンスタンド、自動車整備業等	41	3	44
	3	病院	0	0	0
	小計		51	3	54
		総計	191	10	201

②立入検査状況

令和6年度

	水質汚濁防止法														県条例			総計								
	鉱業	畜産農業	食料品製造業	接着機洗浄施設	木材薬品処理業	新聞、出版、印刷業	生コンクリート、セメント製品製造業	砂利採取、採石業	鉄鋼業	施設等アルカリ表面処理	旅館業	共同調理場等	洗たく業	病院	と畜業等解体施設	自動車整備業	自動洗	試験検査施設	一般廃棄物処理施設	トリクロロエチレン洗	し尿処理施設、下水道	小計	畜産農業	ガソリンスタンド、自動車整備業等	病院	小計
分析検査数	0	2	1	0	0	0	0	0	0	3	1	1	0	1	0	0	0	0	2	1	12	0	0	1	1	13
不適合数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
項目別不適合数	pH	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	SS	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	BOD	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	油分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	大腸菌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重金属	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	現地確認	0	9	6	1	0	0	1	0	0	3	6	1	0	2	1	0	1	1	2	2	36	8	1	2	11
	指導件数	0	2	4	0	0	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	13	0	0	1

(3) 公害苦情状況(受付件数)

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
大気汚染	0	0	0	0	1	4
水質汚濁	0	1	0	0	1	0
土壤汚染	0	0	0	0	0	0
騒音	0	0	0	0	0	0
震動	0	0	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0	0
悪臭	0	1	1	0	0	1
その他	0	1	0	0	0	0
計	0	0	1	0	2	0

## 6 溫 泉 関 係

### (1) 温泉の概況

(浴用・飲用利用分)

令和7年3月31日現在

市村	温泉地名	源泉 総 数	利 用 源 泉 数		未 利 用 源 泉 数		温 度 别 源 泉 数			ゆう出量 (L/分)		宿泊 施設 数	収容 施設 定員	公温 泉浴 利用 場 数	主たる泉質名
			自噴	動力	自噴	動力	25℃ 未満	25~ 42℃ 未満	42℃ 以上	水蒸気 ・ガス	自噴	動力			
北秋田市	明利又	1				1		1				452			カルシウム・ナトリウム-硫酸塩・塩化物泉
北秋田市	湯ノ岱	1		1				1				43			1 ナトリウム・カルシウム-硫酸塩・塩化物泉
北秋田市	長寿	1		1					1			240			1 ナトリウム・カルシウム-硫酸塩・塩化物泉
北秋田市	杣	1							1			77			1 カルシウム・ナトリウム-塩化物・硫酸塩泉
北秋田市	下前田	1				1			1			60			ナトリウム・カルシウム-塩化物泉
北秋田市	阿仁前田	1		1					1			100	1	25	1 カルシウム・ナトリウム-塩化物泉
北秋田市	あゆの湯 1号	1		1				1				160			ナトリウム-塩化物・炭酸水素塩泉
北秋田市	あゆの湯2号	1				1		1				95			(泉質不明)
北秋田市	打当2号	1		1					1			330	1	67	1 ナトリウム・カルシウム-塩化物泉
北秋田市	銀山	1				1	1					5			ナトリウム-塩化物・硫酸塩泉
北秋田市	森吉阿仁	1				1			1			188			ナトリウム-硫酸塩・塩化物泉
北秋田市	セセラギ	1				1		1				200			ナトリウム・カルシウム-塩化物・硫酸塩泉
北秋田市	高津森	1				1	1					15			含鉄(III)-ナトリウム・カルシウム-塩化物泉
北秋田市	漣	1		1					1			616			1 ナトリウム-塩化物強塩泉
北秋田市	大野台金沢	1		1				1				65			1 ナトリウム-塩化物泉
北秋田市	伊勢堂岱温泉 縄文の湯	1		1					1			109	1	65	1 ナトリウム-塩化物強塩泉
北秋田市	伊勢堂岱温泉 縄文の湯2号	1		1					1			40			
上小阿仁村	山ふじ2号	1		1				1				61			1 単純硫黄泉

## 7 食品衛生関係

施設の監視や食品の検査及び衛生教育などをとおして、食品の安全確保に努めている。

### (1) ①許可を要する営業施設数 (旧食品衛生法)

令和7年3月31日現在

業種		北秋田市	上小阿仁村	計
飲食店 営業	一般食堂・レストラン等	61	3	64
	仕出し屋・弁当屋	21	1	22
	旅館	6		6
	自動販売機			
	移動販売車	2		2
	露天	6		6
	その他	10		10
	小計	106	4	110
喫茶店 営業	自動販売機			
	移動販売車			
	露天			
	その他	3		3
	小計	3	-	3
菓子 製造業	露天			
	その他	14	2	16
	小計	14	2	16
乳処理業				
乳製品製造業				
集乳業				
魚介類 販売業	移動販売車			
	その他	8	1	9
	小計	8	1	9
魚介類せり売業				
魚肉ねり製品製造業				
食品の冷凍又は冷蔵業				
かん詰又はびん詰食品製造業				
あん類製造業				
アイスクリーム類製造業				
乳類 販売業	自動販売機			
	移動販売車			
	その他			
	小計	-	-	-
食肉処理業				
5				
食肉 販売業	自動販売機			
	移動販売車			
	その他	10	1	11
	小計	10	1	11
食肉製品製造業				
乳酸菌飲料製造業				
食用油脂製造業				
みそ製造業				
醤油製造業				
ソース類製造業				
酒類製造業				
豆腐製造業				
納豆製造業				
めん類製造業				
そうざい製造業				
添加物製造業				
清涼飲料水製造業				
氷雪 製造業	自動販売機			
	その他			
	小計	-	-	-
氷雪販売業				
合計				
172				
令和5年度				
248				
令和4年度				
352				
令和3年度				
420				
11				
183				
267				
379				
452				

施設の監視や食品の検査及び衛生教育などをとおして、食品の安全確保に努めている。

(1) -②許可を要する営業施設数（新食品衛生法）

令和7年3月31日現在

業種		北秋田市	上小阿仁村	計
飲食店 営業	一般	115	4	119
	旅館	10		10
	農家民宿	1		1
	その他	13	3	16
	簡易	4		4
	自動車	3	2	5
	仮設	19	2	21
	小計	165	11	176
食肉販売業		6		6
魚介類 販売業	一般	9	1	10
	自動車	1		1
	小計	10	1	11
魚介類競り売り営業				
集乳業				
乳処理業				
特別牛乳搾取処理業				
食肉 処理業	一般	2		2
	自動車			
	小計	2	-	2
食品の放射線照射業				
菓子製造業		37	6	43
アイスクリーム類製造業				
乳製品製造業				
清涼飲料水製造業				
食肉製品製造業				
水産製品製造業		2		2
冰雪製造業		1		1
液卵製造業				
食用油脂製造業			1	1
みそ又はしょうゆ製造業		2		2
酒類製造業		3		3
豆腐製造業		1		1
納豆製造業				
麵類製造業		2		2
そうざい製造業		28	1	29
複合型そうざい製造業				
冷凍食品製造業		1		1
複合型冷凍食品製造業				
漬物製造業		33	9	42
密封包装食品製造業		10	1	11
食品の小分け業				
添加物製造業		1		1
合計		304	30	334
令和5年度		225	17	242
令和4年度		114	7	121
令和3年度		57	3	60

## (2) -①営業許可及び監視指導状況（旧食品衛生法）

令和 6 年度

区分 業種		申請書 受理件数		許可件数		廃業 届出 件数	監視 指導 件数	行政処分等件数				
		新規	継続	新規	継続			不許可	営業 停止	回収 命令	始末書 説 論	指示書
飲食店 営業	一般食堂・レストラン等					5	6					
	仕出し屋・弁当屋					5	12					
	旅館						2					
	移動販売車											
	自動販売機											
	露天営業					3						
	臨時営業											
	農家民宿											
	その他					1	1					
小計		-	-	-	-	14	21	-	-	-	-	-
菓子 製造業	移動販売車											
	露天営業					1						
	臨時営業											
	その他					6	13					
	小計	-	-	-	-	7	13	-	-	-	-	-
乳処理業												
乳製品製造業												
集乳業												
魚介類 販売業	移動販売車					2						
	その他					2	12					
	小計	-	-	-	-	4	12	-	-	-	-	-
魚介類せり売営業												
魚肉ねり製品製造業												
食品の冷凍又は冷蔵業							2					
かん詰又はびん詰食品製造業							2					
喫茶店 営業	移動販売車											
	自動販売機											
	露天営業											
	臨時営業											
	その他					1						
小計		-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-
あん類製造業												
アイスクリーム類製造業												
乳類 販売業	移動販売車											
	自動販売機											
	その他											
小計		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食肉処理業							3					
食肉 販売業	移動販売車											
	自動販売機											
	その他					4	13					
	小計	-	-	-	-	4	13	-	-	-	-	-
食肉製品製造業												
乳酸菌飲料製造業												
食用油脂製造業												
みそ製造業												
醤油製造業												
ソース類製造業							1					
酒類製造業							1					
豆腐製造業												
納豆製造業												
めん類製造業												
そうざい製造業						1	6					
添加物製造業												
清涼飲料水製造業												
氷雪 製造業	自動販売機											
	その他											
	小計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
氷雪販売業												
合計		-	-	-	-	31	74	-	-	-	-	-
令和 5 年度		-	-	-	-	52	150	-	-	-	-	-
令和 4 年度		-	-	-	-	33	341	-	-	-	-	1
令和 3 年度		8	17	8	17	34	316	-	-	-	1	2

## (2) -②営業許可及び監視指導状況（新食品衛生法）

令和 6 年度

業種	区分		申請書 受理件数		許可件数		廃業 届出 件数	監視 指導 件数	行政処分等件数				
	新規	継続	新規	継続	不許可	営業 停止	回収 命令	始末書 説 諭	指示書				
飲食店 営 業	一般	27		27		2	33						
	旅館	3		3			4						
	農家民宿	1		1			1						
	その他	3		3			8						
	簡易					1							
	自動車	1		1									
	仮設	49		49		41	36						
	小計	84	-	84	-	44	82	-	-	-	-	-	-
食肉販売業		3		3		1	10						
魚介類 販売業	一般	4		4			11						
	自動車												
	小計	4	-	4	-	-	11	-	-	-	-	-	-
魚介類競り売り営業													
集乳業													
乳処理業													
特別牛乳搾取処理業													
食肉 処理業	一般	1		1			1						
	自動車												
	小計	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業													
菓子製造業		16		16		1	24						
アイスクリーム類製造業													
乳製品製造業													
清涼飲料水製造業													
食肉製品製造業													
水産製品製造業													
氷雪製造業													
液卵製造業													
食用油脂製造業							1						
みそ又はしょうゆ製造業		1		1			3						
酒類製造業		1		1			2						
豆腐製造業													
納豆製造業													
麵類製造業													
そうざい製造業		6		6		1	19						
複合型そうざい製造業													
冷凍食品製造業													
複合型冷凍食品製造業													
漬物製造業		20		20			21						
密封包装食品製造業		3		3			8						
食品の小分け業													
添加物製造業													
合 計		139	-	139	-	47	182	-	-	-	-	-	-
令和 5 年度		148		148		27	171						
令和 4 年度		81	-	81	-	20	139	-	-	-	-	-	-
令和 3 年度		63	-	63	-	3	67	-	-	-	-	-	1

## (3) 届出施設数及び監視指導状況

令和 6 年度

区分 業種	施設数	監視 指導 件数	行政処分等件数				
			営業禁止	営業停止	回収命令	始末書 説 諭	指示書
魚介類販売業(包装)	29	12					
食肉販売業(包装)	58	17					
乳類販売業	80	20					
冰雪販売業							
コップ式自販機(自動洗浄・屋内設置)	18						
弁当販売業	5	2					
野菜果物販売業	17	11					
米穀類販売業	9	9					
通信・訪問販売業							
コンビニエンスストア	8	1					
百貨店、総合スーパー	5	11					
自動販売機による販売業	21	3					
その他の食料・飲料販売業	55	14					
添加物製造・加工業(規格なし)							
健康食品の製造・加工業	1						
コーヒー製造・加工業	1						
農産保存食料品製造・加工業	49	8					
調味料製造・加工業	1						
糖類製造・加工業							
精穀・製粉業	6	2					
製茶業	3	2					
海藻製造・加工業							
卵選別包装業	3						
その他の食料品製造・加工業	32	8					
行商	1						
集団給食施設	46	13					
器具、容器包装の製造・加工業							
模擬店							
その他							
合計	448	133	-	-	-	-	-
令和 5 年度	445	221	-	-	-	-	-
令和 4 年度	429	267	-	-	-	-	-
令和 3 年度	359	230	-	-	-	-	-

(4) 食品等の検査状況

令和 6 年度

食 品	検査項目		理化学		細菌学		備 考
	検査件数	違反件数	検査件数	違反件数			
菓子類				12			
乳及び乳製品							
食 肉							
食肉製品							
鯨肉製品							
魚介類							
魚介類加工品							
冷凍食品							
清涼飲料水							
豆腐及びその加工品							
めん類				6			
そうざい及びその半製品	8			24	1		
弁当類				4			
調理パン							
果実・野菜類							
果実・野菜類加工品							
調味料	2			3			
漬 物							
も ち							
食品添加物及びその製剤	40						
器具・容器包装							
その他の食品				2			
合 計	50	0	51	1			
令和 5 年度	52	0	51	0			
令和 4 年度	54	1	51	0			

## (5) 食品及び添加物などの現場検査実施状況

施設の監視とあわせ、食品等の腐敗・変敗状況及び表示の適正化等について検査を実施している。

令和 6 年度

食 品 名	検査件数	違反件数
菓子類	810	
乳及び乳製品	214	
食 肉	401	
食肉製品	294	
鯨肉製品	4	
魚介類	367	
魚介類加工品	332	
冷凍食品	235	
清涼飲料水	372	
豆腐及びその加工品	81	
めん類	164	
そうざい及びその半製品	433	
弁当類	245	

食 品 名	検査件数	違反件数
調理パン	170	
果実・野菜類	610	
果実・野菜類加工品	411	
調味料	119	
漬 物	290	
も ち	47	
食品添加物及びその製剤	13	
器具・容器包装	33	
その他の食品	43	
合 計	5,688	0
令和 5 年度	3,714	0
令和 4 年度	6,637	0

(6) 違反食品等発見届出状況

令和 6 年度

区分		食品															器具及び容器包装	食品添加物	計	5年 年度	4年 年度
		菓子類	乳及び乳製品	食肉	食肉製品	鯨肉製品	魚介類及びその加工品	冷凍食品	清涼飲料水	豆腐及びその加工品	めん類	そう菜類	弁当類	調理パン	果実・野菜その加工品	漬物	もち				
食品衛生監視員による発見	県内産																	0 0 0			
	県外産																	0 0 0			
	小計																	0 0 0			
県内消費者からの届出	県内産																	0 0 0			
	県外産																	0 0 0			
	小計																	0 0 0			
県外からの届出	県内産																	0 0 0			
	小計																	0 0 0			
合 計	県内産																	0 0 0			
	県外産																	0 0 0			
	小計																	0 0 0			
違 反 理 由	6 条																	0 0 0			
	10 条																	0 0 0			
	11 条	成分規格																0 0 0			
		製造基準																0 0 0			
		保存基準																0 0 0			
		添加物使用基準																0 0 0			
		その他																0 0 0			
	20 条																	0 0 0			
	その他																	0 0 0			
	食品表示法 第5条																	0 0 0			
	行政分容	製品の廃棄命令件数																0 0 0			
	その他必要な措置件数																	0 0 0			
行政分外	告発件数																	0 0 0			
	始末書等徴収 口頭説諭件数																	0 0 0			
	その他の措置件数 (指示書等)																	0 0 0			

※ 収去検査・特殊検査・食中毒などの原因究明検査を除く。

## (7) 食中毒発生状況

(平成15年度以降)

年度	発生年月日	発生場所	摂食者数	患者数	原因食品	病因物質	原因施設
R 6	(発生無し)						
H30～R5	(発生無し)						
H29	H29. 10. 5	北秋田市	5	5	きのこの煮つけ	植物性自然毒 (ツキヨタケ)	家庭
H28	H28. 9. 27	北秋田市	4	4	きのこ汁	植物性自然毒 (クサウラベニタケ)	家庭
H24	H24. 10. 14	北秋田市	9	9	だまこ鍋	植物性自然毒 (イッポンシメジ)	家庭
H19	H20. 1. 21	北秋田市	70	36	会席料理	ノロウイルス	飲食店
H17	H18. 3. 31	北秋田市	不明	23	カキ酢	ノロウイルス	飲食店

## (8) 衛生教育等食品衛生普及啓発事業

令和 6 年度

対象区分	営業者	消費者	その他	計	5 年度	4 年度
実施回数	14	6	0	20	21	24
受講者数	196	127	0	323	380	660

## (9) ふぐ処理者認定試験合格者数及びふぐ処理施設数

令和 6 年度

R 6 年度認定試験合格者数	認定試験合格者等累計	ふぐ処理施設数
実績なし	1	(29)

\* 認定試験合格者等累計は、令和 5 年度からのふぐ処理者認定試験の合格者数の累計

\* 認定試験合格者等累計の( )内は、昭和60年度から令和 4 年度までのふぐ講習会(処理課程)修了者数の外数

## (10) 自主管理推進状況

((公社)秋田県食品衛生協会北秋田支所事業)

事 業	年 度	6 年度	5 年度	4 年度
食品衛生指導員巡回指導	延 人 員	56 人	42 人	44 人
	延施設数	163 施設	175 施設	202 施設
食品衛生指導員研修会参加者		3 人	6 人	5 人
食品衛生責任者養成講習会受講者		30 人	34 人	48 人
食品衛生責任者実務講習会参加者		39 人	36 人	41 人
腸内細菌検査	延 1,603 人	延 1,603 人	延 1,675 人	
食品等の自主衛生検査	343 件	313 件	341 件	

※ 食品衛生指導員数 23人 (令和6年3月31日)

## 8 狂犬病予防・動物の愛護及び管理関係

犬の登録と狂犬病予防注射の啓発及び放し飼い犬の取締りなどにより、犬の危害防止に努めている。

### (1) 狂犬病予防業務実施状況

令和7年3月31日現在

区分 市村名	登録実頭数	犬の鑑札 再交付件数	予防注射頭数		
			集合	個別	計
北秋田市	1,046	4	431	454	885
上小阿仁村	76		32	24	56
合 計	1,122	4	463	478	941
令和5年度	1,209	1	466	424	890
令和4年度	1,267	4	539	393	932

### (2) 犬の危害防止

区分	年 度		6 年度	5 年度	4 年度
	捕 獲		4	4	4
犬の危害防止業務実施状況	抑留頭数	生後91日以上			1
		引取り			
		生後91日以内			
		小 計	0	0	1
	処分頭数	計	4	4	5
		飼主返還	2	1	3
		移 送 等	2	3	2
		計	4	4	5
	措置命令件数				
	始末書等件数		3	8	6
犬に関する被害、苦情等の届出状況	一般苦情	野犬、放し飼い犬	1		6
		けい留の方法			
		なき声等	1	2	1
		そ の 他		2	
		計	2	4	7
	衛生上の苦情	脱 粧			
		悪 臭		1	
		脱 毛			
		そ の 他			
		計	0	1	
	被害状況	人の咬傷（件数）	1	2	1
		家畜等の被害		2	
		農地、庭園荒らし			
		そ の 他			
		計	1	4	1
	合 計		3	9	8

### (3) 猫の引取り状況（県北地区）

区分	年 度		6 年度	5 年度	4 年度
	飼い猫の引取り数	生後91日以上	45	84	71
所有者不明猫の引取り数	生後90日以内	12	16	30	
	生後91日以上	3	2	7	
返 還 等	生後90日以内	15	8	40	
	動物管理センターへの移送数	1		1	
		74	110	147	

## 9 死亡獣畜取扱場関係

死亡獣畜取扱場の適正管理について、監視指導に努めている。

### (1) 死亡獣畜取扱場の利用状況

令和 6 年度

区分 市村名	施設数			死亡獣畜取扱場の利用状況						
	死 亡 取 扱 畜 場		に法第八条の規定 による準用の施設設定	計	牛	馬	豚	めん羊、 山羊	その他	計
	埋 却	解 体								
北秋田市	4	1	1	6	208	18	1	2		229
上小阿仁村	1	0	0	1						0
合 計	5	1	1	7	208	18	1	2	0	229
令和 5 年度	5	1	1	7	271	12	0	6	0	289
令和 4 年度	5	1	1	7	309	5	0	4	0	318

### (2) 死亡獣畜取扱場

市 村 名	施設の名称	種類
北秋田市	北部地域家畜検査冷蔵保管施設	解体
北秋田市	北秋田市鷹巣死亡獣畜埋却場	埋却
北秋田市	北秋田市阿仁死亡獣畜埋却場	埋却
北秋田市	北秋田市阿仁前田死亡獣畜埋却場	埋却
北秋田市	北秋田市森吉死亡獣畜埋却場	埋却
北秋田市	県北地区死亡獣畜保冷施設	貯蔵
上小阿仁村	五反沢へい獣処理場	埋却